

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島西部エリア技術協力業務	
業務の概要	≪業務内容≫ ① 設計図全般に対する技術検証（設計内容の確認） ② 工事着手計画及び施工計画の作成 ③ 技術情報等の提出 ④ 工事費管理支援 ⑤ 地元及び関係機関との協議資料作成支援 ⑥ 設計調整協議 ⑦ 図面修正、数量計算 ⑧ 被災調査の協力 ⑨ 報告書の作成	
契約の相手方	所在地	代表者 石川県金沢市玉川町 5 番 15 号
	名称・代表者	清水・日本道路・不動・里谷特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設（株） 北陸支店 執行役員支店長 角野 淳一郎 構成員 日本道路（株） 金沢営業所 所長 雪城 勉 構成員 （株）不動テトラ 金沢営業所 所長 木戸 仁 構成員 （株）里谷組 代表取締役 里谷 光弘
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
随意契約による こととした理由	重点エリアの一体的整備に当たり、事業者が有する卓越した技術力を積極的に取り入れることにより、エリア内の複数事業（工種）の効率的かつ効果的な事業推進を図ることを目的に、技術提案・交渉方式【ECI 方式（技術協力・施工タイプ）】を採用し、公募型プロポーザルにより施工予定者を特定した。 特定に当たっては、「事業（工種）複合型一体的エリア整備における施工マネジメント手法」、「技術協力業務の実施方法に関する提案」、「技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制」の 3 提案を求め、有識者を含む選定委員会において、当該技術提案並びに企業の実績及び技術者の能力・実績並びに技術提案に関するプレゼンテーションについて審査・評価を行い、本業務の事業目的達成のために必要な技術力を有していると判断し、上記共同企業体を輪島西部エリアの施工予定者として特定したものである。 以上のことから、上記共同企業体と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約締結日	令和 8 年 8 月 26 日	
履行期間	令和 8 年 8 月 27 日 から 令和 12 年 12 月 20 日 まで	
契約金額	55,748,000 円（税込） （一部債務負担行為）	
担当課	建設部事業調整室	

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島東部エリア技術協力業務	
業務の概要	≪業務内容≫ ① 設計図全般に対する技術検証（設計内容の確認） ② 工事着手計画及び施工計画の作成 ③ 技術情報等の提出 ④ 工事費管理支援 ⑤ 地元及び関係機関との協議資料作成支援 ⑥ 設計調整協議 ⑦ 図面修正、数量計算 ⑧ 被災調査の協力 ⑨ 報告書の作成	
契約の相手方	所在地	代表者 愛知県名古屋市中区錦二丁目 19 番 1 号
	名称・代表者	鴻池・宮地特定建設工事共同企業体 代表者 （株）鴻池組 名古屋支店 執行役員支店長 中山 貴 構成員 （株）宮地組 代表取締役 宮地 雄大
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
随意契約による こととした理由	重点エリアの一体的整備に当たり、事業者が有する卓越した技術力を積極的に取り入れることにより、エリア内の複数事業（工種）の効率的かつ効果的な事業推進を図ることを目的に、技術提案・交渉方式【ECI 方式（技術協力・施工タイプ）】を採用し、公募型プロポーザルにより施工予定者を特定した。 特定に当たっては、「事業（工種）複合型一体的エリア整備における施工マネジメント手法」、「技術協力業務の実施方法に関する提案」、「技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制」の 3 提案を求め、有識者を含む選定委員会において、当該技術提案並びに企業の実績及び技術者の能力・実績並びに技術提案に関するプレゼンテーションについて審査・評価を行い、本業務の事業目的達成のために必要な技術力を有していると判断し、上記共同企業体を輪島東部エリアの施工予定者として特定したものである。 以上のことから、上記共同企業体と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約締結日	令和 8 年 8 月 27 日	
履行期間	令和 8 年 8 月 28 日 から 令和 12 年 12 月 20 日 まで	
契約金額	51,315,000 円（税込） （一部債務負担行為）	
担当課	建設部事業調整室	

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	輪島市災害復旧復興事業門前西部エリア技術協力業務	
業務の概要	≪業務内容≫ ① 設計図全般に対する技術検証（設計内容の確認） ② 工事着手計画及び施工計画の作成 ③ 技術情報等の提出 ④ 工事費管理支援 ⑤ 地元及び関係機関との協議資料作成支援 ⑥ 設計調整協議 ⑦ 図面修正、数量計算 ⑧ 被災調査の協力 ⑨ 報告書の作成	
契約の相手方	所在地	代表者 石川県金沢市諸江町 27 番 9 号 HORI ビル
	名称・代表者	安藤ハザマ・宮下特定建設工事共同企業体 代表者 （株）安藤・間 金沢営業所 所長 林 直紀 構成員 宮下建設（株） 代表取締役 宮下 正久
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
随意契約による こととした理由	重点エリアの一体的整備に当たり、事業者が有する卓越した技術力を積極的に取り入れることにより、エリア内の複数事業（工種）の効率的かつ効果的な事業推進を図ることを目的に、技術提案・交渉方式【ECI 方式（技術協力・施工タイプ）】を採用し、公募型プロポーザルにより施工予定者を特定した。 特定に当たっては、「事業（工種）複合型一体的エリア整備における施工マネジメント手法」、「技術協力業務の実施方法に関する提案」、「技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制」の 3 提案を求め、有識者を含む選定委員会において、当該技術提案並びに企業の実績及び技術者の能力・実績並びに技術提案に関するプレゼンテーションについて審査・評価を行い、本業務の事業目的達成のために必要な技術力を有していると判断し、上記共同企業体を門前西部エリアの施工予定者として特定したものである。 以上のことから、上記共同企業体と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約締結日	令和 8 年 8 月 27 日	
履行期間	令和 8 年 8 月 28 日 から 令和 12 年 12 月 20 日 まで	
契約金額	51,128,000 円（税込） （一部債務負担行為）	
担当課	建設部事業調整室	

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	輪島市災害復旧復興事業門前東部エリア技術協力業務	
業務の概要	≪業務内容≫ ① 設計図全般に対する技術検証（設計内容の確認） ② 工事着手計画及び施工計画の作成 ③ 技術情報等の提出 ④ 工事費管理支援 ⑤ 地元及び関係機関との協議資料作成支援 ⑥ 設計調整協議 ⑦ 図面修正、数量計算 ⑧ 被災調査の協力 ⑨ 報告書の作成	
契約の相手方	所在地	代表者 東京都新宿区西新宿七丁目 5 番 25 号
	名称・代表者	フジタ・鈴木・上田特定建設工事共同企業体 代表者 （株）フジタ 首都圏土木支店 上席執行役員支店長 水谷 圭一 構成員 鈴木建設（株） 取締役社長 鈴木 規秀 構成員 （株）上田組 代表取締役 上田 剛志
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
随意契約による こととした理由	重点エリアの一体的整備に当たり、事業者が有する卓越した技術力を積極的に取り入れることにより、エリア内の複数事業（工種）の効率的かつ効果的な事業推進を図ることを目的に、技術提案・交渉方式【ECI 方式（技術協力・施工タイプ）】を採用し、公募型プロポーザルにより施工予定者を特定した。 特定に当たっては、「事業（工種）複合型一体的エリア整備における施工マネジメント手法」、「技術協力業務の実施方法に関する提案」、「技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制」の 3 提案を求め、有識者を含む選定委員会において、当該技術提案並びに企業の実績及び技術者の能力・実績並びに技術提案に関するプレゼンテーションについて審査・評価を行い、本業務の事業目的達成のために必要な技術力を有していると判断し、上記共同企業体を門前東部エリアの施工予定者として特定したものである。 以上のことから、上記共同企業体と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約締結日	令和 8 年 8 月 27 日	
履行期間	令和 8 年 8 月 28 日 から 令和 12 年 12 月 20 日 まで	
契約金額	46,013,000 円（税込） （一部債務負担行為）	
担当課	建設部事業調整室	

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	輪島市災害復旧復興事業町野エリア技術協力業務	
業務の概要	≪業務内容≫ ① 設計図全般に対する技術検証（設計内容の確認） ② 工事着手計画及び施工計画の作成 ③ 技術情報等の提出 ④ 工事費管理支援 ⑤ 地元及び関係機関との協議資料作成支援 ⑥ 設計調整協議 ⑦ 図面修正、数量計算 ⑧ 被災調査の協力 ⑨ 報告書の作成	
契約の相手方	所在地	代表者 石川県金沢市西念1丁目1番7号
	名称・代表者	大林組・東亜建設工業特定建設工事共同企業体 代表者 （株）大林組 金沢営業所 所長 谷河 秀信 構成員 東亜建設工業（株） 新潟営業所 所長 川村 公之
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約によることとした理由	重点エリアの一体的整備に当たり、事業者が有する卓越した技術力を積極的に取り入れることにより、エリア内の複数事業（工種）の効率的かつ効果的な事業推進を図ることを目的に、技術提案・交渉方式【ECI方式（技術協力・施工タイプ）】を採用し、公募型プロポーザルにより施工予定者を特定した。 特定に当たっては、「事業（工種）複合型一体的エリア整備における施工マネジメント手法」、「技術協力業務の実施方法に関する提案」、「技術協力業務の実施体制及び施工時の実施体制」の3提案を求め、有識者を含む選定委員会において、当該技術提案並びに企業の実績及び技術者の能力・実績並びに技術提案に関するプレゼンテーションについて審査・評価を行い、本業務の事業目的達成のために必要な技術力を有していると判断し、上記共同企業体を町野エリアの施工予定者として特定したものである。 以上のことから、上記共同企業体と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約締結日	令和8年8月31日	
履行期間	令和8年9月1日 から 令和12年12月20日 まで	
契約金額	56,144,000円（税込） （一部債務負担行為）	
担当課	建設部事業調整室	